理事候補者推薦について

1. 理事の役割

ＮＰＯ法人制度における理事は、そのＮＰＯ法人から委任を受けてＮＰＯ法人の運営・事業を行います。そのため、理事会には本連盟役員等に関する人事権をはじめ、決算の承認、定款の変更など、法人運営における重要事項の最終的な意思決定権が付与されています。

1. 推薦手続きと確認事項

別紙提出書類に必要事項を記載し、本連盟事務局までご提出ください。

推薦にあたり、特に候補者について欠格事由該当の有無、候補者の経歴、候補者とした理由については、理事選定委員会による確認がございますので、各所属団体において必ず記載願います。

|  |
| --- |
| （理事候補者の条件）1. 理事として任期満了日まで就任いただける方。
2. 連盟内で開催される、年４，５回ほど開催する定例の理事会、緊急に開催される理事会及び関係する各本部で開催される本部会議と役職に応じて対応していただく、県スポーツ協会、県スポーツ振興課、甲信越ブロック会議、全日本スキー連盟等が主催する会議に、必ずご出席いただける方。
3. 迅速な情報共有を行うため、メール対応が可能な方。（携帯電話を除く）
4. 理事に選出された場合、必ず住民票を提出していただける方。
5. 推薦理由中に担当を希望する本部（総務、競技、教育）を記入すること。
 |